長久手市議会議員の議員報酬に係る長久手市特別職報酬等 審議会開催についての申し合わせ(案)

(平成28年 月 日)

- 1 議会として客観的判断を求めるために、議会運営委員会にて、人事院勧告、 近隣市町との差異など諸般の事情を考慮して議員報酬等の額について市長 へ長久手市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の開催依頼を決 定する(毎年、審議会の開催を依頼するか否かは議会でまず議論する)。
- 2 開催する場合は、議長名で市長に開催の依頼をする。審議内容は事務局間 で協議する。
- 3 審議会の設置は、執行部が行う。審議会委員の選定に余裕を持たせるため、 開催の依頼は上程予定定例会開会の概ね5カ月前とする。議会側からの委員 候補がある場合は事務局間で協議する。
- 4 審議会の答申は、上記上程予定定例会開会の1カ月前までに市長から議会 にそのまま示すものとする。(執行部意見は付さない。)
- 5 審議会答申を尊重し、その意見を基に議会運営委員会にて議案を上程する ものとする。